

2020 August

8月

MONTHLY REPORT

保証月報



©OCVB



沖縄県信用保証協会
Okinawa Credit Guarantee Corporation

《 目 次 》

業務概況推移	1
--------	---

保証状況

(1) 業種別	2
---------	---

(2) 市町村別	3
----------	---

(3) 期間別	4
---------	---

(4) 金融機関別	4
-----------	---

(5) 資金使途別	4
-----------	---

(6) 保証金額別	5
-----------	---

(7) 協会保証制度別	5
-------------	---

(8) 県融資制度別	6
------------	---

(9) 市町村別小口資金制度別	6
-----------------	---

(10) 提携保証制度別	6
--------------	---

お知らせ	7
------	---

*** 月報をご覧くださいに当たってのご注意 ***

- ◎ 四捨五入の為に個々の金額の合計が合計の金額にならない場合や、
構成比の合計が100.00%とならない事があります。

表紙の写真「サガリバナ」

サガリバナは夜に咲き、翌日の朝には花びらを落としてしまう
「一晩だけ咲く」儚くも美しい花です。

香りはパニウのように甘く、白やピンクの花はまるで線香花火の
ように美しいことから多くの人を魅了します。

梅雨明け後の初夏頃から沖縄各地で咲き始め、花言葉は「幸運が
訪れる」と言われています。

保証月報

令和2年9月発行

発行 沖縄県信用保証協会

業務概況推移

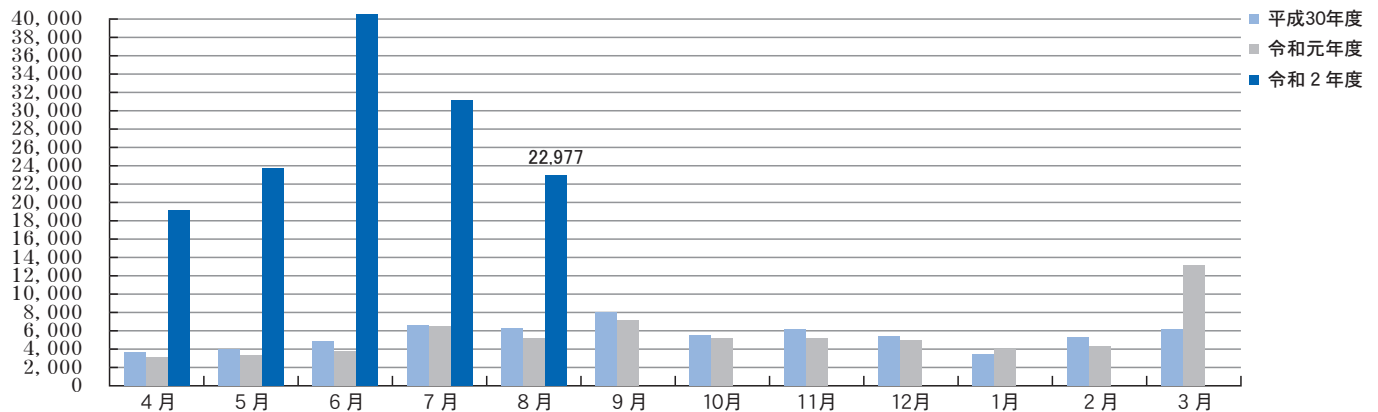
(令和2年8月)

(単位：千円、%)

項目	当 月 中				当 期 中			
	件数	金 額	前 年 比		件数	金 額	前 年 比	
			件数	金額			件数	金額
保 証 申 込	1,382	24,367,683	402.9	405.8	10,101	167,846,182	637.7	683.1
保 証 承 諾	1,378	22,977,364	425.3	444.2	9,068	137,835,929	617.3	627.4
保 証 債 務 残 高					16,798	221,127,718	166.1	190.4
代 位 弁 済(元利)	21	388,756	110.5	298.2	84	1,024,386	88.4	99.5

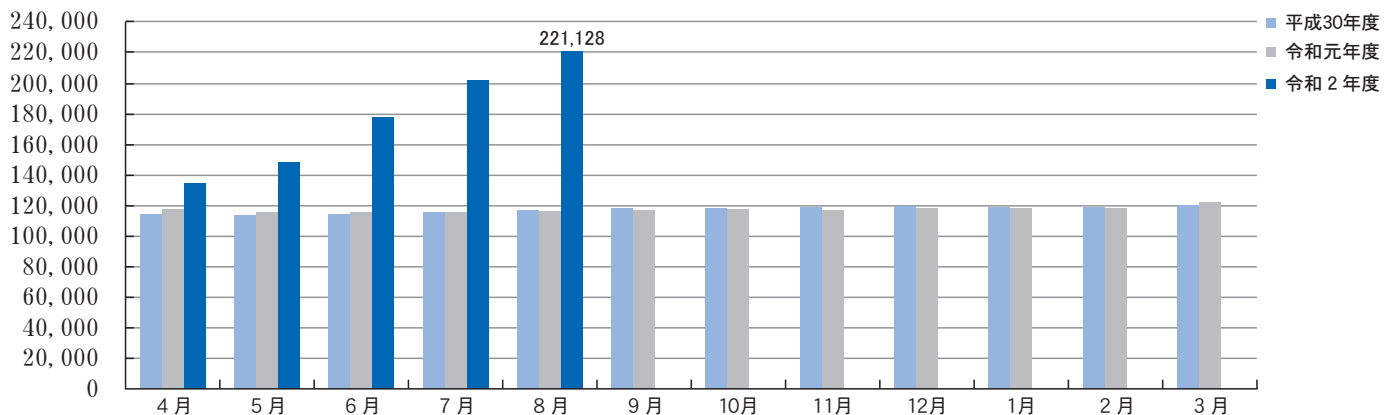
保 証 承 諾

(単位：百万円)



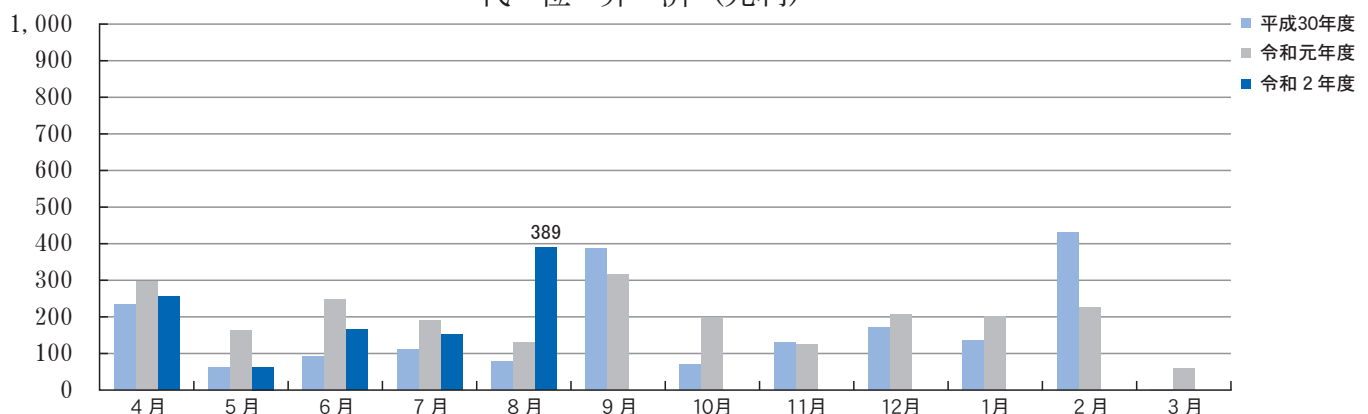
保 証 債 務 残 高

(単位：百万円)



代 位 弁 済 (元利)

(単位：百万円)



保証状況

(令和2年8月)

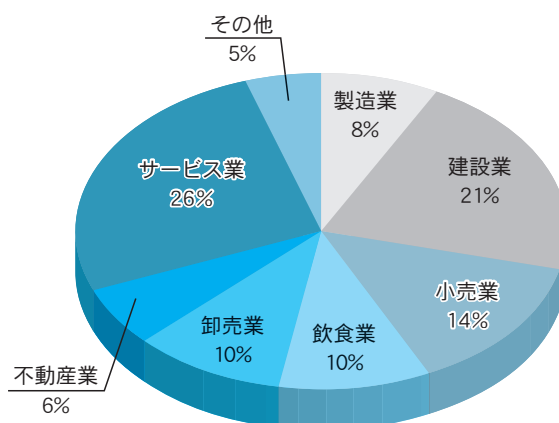
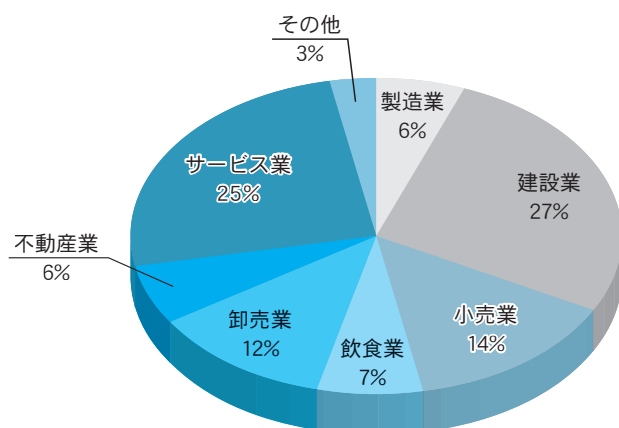
(1)業種別

(単位：千円、%)

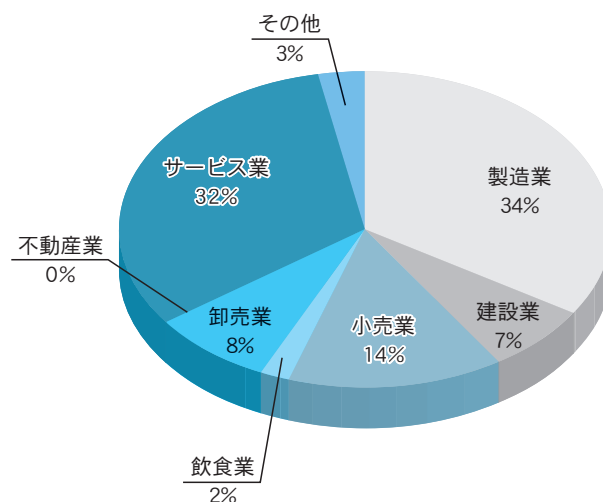
	保証承諾				保証債務残高		代位弁済(元利)			
	当月中		当期中		当月末		当月中		当期中	
		前期比		前期比		前期比		前期比		前期比
製造業	1,437,060	408.0	9,865,110	594.4	17,109,290	168.7	132,533	555.0	153,624	53.1
建設業	6,169,990	325.1	27,160,700	345.9	47,304,460	153.8	28,808	1,262.9	127,651	53.4
小売業	3,178,465	475.5	18,178,303	788.3	29,911,429	187.0	54,281	1,967.6	302,072	601.5
飲食業	1,722,520	577.8	16,876,176	1,370.3	22,200,333	283.0	9,116	42.1	72,757	82.7
卸売業	2,702,140	462.3	13,279,195	544.3	22,844,060	168.3	29,878	669.7	55,512	64.1
不動産業	1,330,200	439.5	8,533,360	697.0	13,265,061	224.7	0	0.0	43,590	0.0
サービス業	5,686,189	575.9	37,807,645	865.1	58,462,129	215.3	124,135	186.7	257,587	116.9
その他	750,800	915.6	6,135,440	691.2	10,030,957	210.5	10,006	112.6	11,593	20.7
合計	22,977,364	444.2	137,835,929	627.4	221,127,718	190.4	388,756	298.2	1,024,386	99.5

業種別保証承諾（当月中）

業種別保証債務残高



業種別代位弁済（当月中）



(2)市町村別

(単位：千円、％)

区分 項目	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高				代 位 弁 済			
	当 月 中		当 期 中				当 月 末				当 期 中			
	件数	金 額	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比
那覇市	358	6,274,544	2,595	40,048,354	655.5	29.1	4,825	65,032,612	198.7	29.4	24	429,154	117.2	41.9
宜野湾市	102	1,761,600	628	9,577,850	721.2	6.9	1,150	14,491,644	211.4	6.6	8	29,380	65.8	2.9
石垣市	65	1,040,056	450	5,953,576	658.4	4.3	809	9,446,841	183.5	4.3	5	40,365	289.5	3.9
浦添市	111	1,985,754	788	13,166,674	586.0	9.6	1,475	21,308,299	176.7	9.6	7	68,235	188.4	6.7
名護市	25	472,000	253	3,364,410	532.6	2.4	497	6,091,614	166.3	2.8	3	14,171	159.4	1.4
糸満市	46	940,600	250	4,468,923	627.2	3.2	515	7,174,567	190.9	3.2	2	8,164	7.1	0.8
沖縄市	127	2,111,340	804	12,121,140	612.5	8.8	1,415	18,510,200	193.3	8.4	15	233,505	135.2	22.8
豊見城市	56	762,670	382	6,076,740	389.6	4.4	730	10,208,539	175.7	4.6	2	11,146	27.1	1.1
うるま市	112	1,628,620	542	7,577,090	612.5	5.5	1,050	12,470,722	177.2	5.6	6	29,810	19.1	2.9
宮古島市	59	1,094,040	275	4,443,630	498.4	3.2	545	6,939,437	179.4	3.1	1	23,213	0.0	2.3
南城市	22	379,100	189	3,098,006	1,015.4	2.2	340	4,657,829	204.0	2.1	2	12,069	187.0	1.2
国頭郡 国頭村	2	6,500	16	130,700	150.2	0.1	28	264,317	163.5	0.1	0	0	0.0	0.0
国頭郡 大宜味村	3	43,000	11	97,100	74.4	0.1	35	405,144	99.0	0.2	1	13,155	0.0	1.3
国頭郡 東村	1	6,300	8	85,100	89.8	0.1	12	162,545	163.0	0.1	0	0	0.0	0.0
国頭郡 今帰仁村	7	276,690	64	982,890	1,288.2	0.7	103	1,387,270	184.2	0.6	0	0	0.0	0.0
国頭郡 本部町	17	243,100	112	1,248,700	713.5	0.9	184	1,956,493	163.5	0.9	0	0	0.0	0.0
国頭郡 恩納村	9	171,000	103	1,557,400	1,092.1	1.1	153	2,149,131	253.3	1.0	0	0	0.0	0.0
国頭郡 宜野座村	8	98,500	49	539,300	1,859.7	0.4	71	742,653	273.6	0.3	0	0	0.0	0.0
国頭郡 金武町	9	92,330	75	1,093,130	795.0	0.8	115	1,653,164	210.0	0.7	0	0	0.0	0.0
国頭郡 伊江村	0	0	11	201,600	0.0	0.1	22	324,128	189.6	0.1	0	0	0.0	0.0
中頭郡 読谷村	48	670,300	205	2,615,146	735.8	1.9	325	3,489,788	232.7	1.6	2	73,292	0.0	7.2
中頭郡 嘉手納町	7	149,000	50	900,700	919.1	0.7	91	1,206,968	224.5	0.5	0	0	0.0	0.0
中頭郡 北谷町	48	809,500	253	4,346,800	1,151.0	3.2	454	7,227,855	215.7	3.3	2	10,212	94.8	1.0
中頭郡 北中城村	11	130,700	119	1,522,700	604.7	1.1	200	2,685,962	187.6	1.2	0	0	0.0	0.0
中頭郡 中城村	22	299,900	137	2,404,100	591.0	1.7	269	3,806,877	171.1	1.7	0	0	0.0	0.0
中頭郡 西原町	36	621,800	217	3,418,700	741.4	2.5	430	5,514,842	188.4	2.5	4	28,515	132.2	2.8
島尻郡 与那原町	22	244,700	110	1,719,080	599.2	1.2	203	2,614,435	201.6	1.2	0	0	0.0	0.0
島尻郡 南風原町	24	382,800	176	2,811,370	538.2	2.0	357	4,566,092	181.8	2.1	0	0	0.0	0.0
島尻郡 渡嘉敷村	0	0	4	25,500	566.7	0.0	11	88,455	155.3	0.0	0	0	0.0	0.0
島尻郡 座間味村	1	2,000	9	58,200	797.3	0.0	18	128,863	118.7	0.1	0	0	0.0	0.0
島尻郡 南大東村	1	4,300	2	22,300	0.0	0.0	10	158,724	136.8	0.1	0	0	0.0	0.0
島尻郡 北大東村	0	0	1	2,400	0.0	0.0	1	2,400	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
島尻郡 伊平屋村	0	0	1	30,000	272.7	0.0	7	92,694	115.9	0.0	0	0	0.0	0.0
島尻郡 伊是名村	0	0	1	9,500	0.0	0.0	2	11,600	400.3	0.0	0	0	0.0	0.0
島尻郡 久米島町	4	42,000	36	492,500	346.8	0.4	80	1,161,156	155.8	0.5	0	0	0.0	0.0
島尻郡 八重瀬町	13	219,860	100	1,246,260	522.2	0.9	209	2,277,903	169.3	1.0	0	0	0.0	0.0
宮古郡 多良間村	0	0	1	20,000	0.0	0.0	2	30,000	1,538.5	0.0	0	0	0.0	0.0
八重山郡 竹富町	2	12,760	41	358,360	1,194.5	0.3	49	447,103	307.7	0.2	0	0	0.0	0.0
八重山郡 与那国町	0	0	0	0	0.0	0.0	5	238,605	94.9	0.1	0	0	0.0	0.0
県外	0	0	0	0	0.0	0.0	1	246	7.9	0.0	0	0	0.0	0.0
合 計	1,378	22,977,364	9,068	137,835,929	627.4	100.0	16,798	221,127,718	190.4	100.0	84	1,024,386	99.5	100.0

(3)期間別

(単位：千円、％)

区分 項目	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高				代 位 弁 済			
	当 月 中		当 期 中				当 月 末				当 期 中			
	件数	金 額	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比
3 ヶ 月 以 内	7	131,580	26	445,030	46.7	0.3	22	389,571	58.5	0.2	0	0	0.0	0.0
3ヶ月超6ヶ月以内	14	363,000	61	1,558,400	94.9	1.1	99	2,161,257	110.8	1.0	0	0	0.0	0.0
6ヶ月超1ヶ年以内	89	1,751,600	444	8,033,500	84.3	5.8	1,103	21,038,302	96.1	9.5	6	97,590	81.9	9.5
1ヶ年超2ヶ年以内	0	0	11	105,960	91.3	0.1	55	963,007	100.3	0.4	0	0	0.0	0.0
2ヶ年超3ヶ年以内	17	231,200	80	749,080	1,024.6	0.5	161	984,250	203.0	0.4	0	0	0.0	0.0
3ヶ年超4ヶ年以内	1	1,000	31	119,500	237.1	0.1	90	266,091	119.5	0.1	0	0	0.0	0.0
4ヶ年超5ヶ年以内	26	314,650	226	2,007,850	176.5	1.5	1,233	7,619,868	111.9	3.4	2	9,021	23.1	0.9
5ヶ年超7ヶ年以内	150	2,230,500	2,707	37,411,178	1,180.7	27.1	5,047	53,376,874	250.3	24.1	35	246,704	217.4	24.1
7ヶ年超10ヶ年以内	1,073	17,817,144	5,472	86,757,741	1,792.4	62.9	8,820	127,746,120	227.9	57.8	41	671,071	95.4	65.5
10ヶ 年 超	1	136,690	10	647,690	141.1	0.5	168	6,582,377	113.9	3.0	0	0	0.0	0.0
合 計	1,378	22,977,364	9,068	137,835,929	627.4	100.0	16,798	221,127,718	190.4	100.0	84	1,024,386	99.5	100.0
平均保証期間		81.64ヵ月		75.65ヵ月										

(4)金融機関別

(単位：千円、％)

区分 項目	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高				代 位 弁 済			
	当 月 中		当 期 中				当 月 末				当 期 中			
	件数	金 額	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比
み ず ほ 銀 行	2	80,000	6	175,600	46.3	0.1	76	2,146,925	83.9	1.0	0	0	0.0	0.0
三菱UFJ銀行	0	0	1	1,500	3.3	0.0	48	676,545	65.8	0.3	0	0	0.0	0.0
鹿 児 島 銀 行	32	757,600	226	5,138,200	684.5	3.7	356	6,508,678	376.8	2.9	1	14,402	224.5	1.4
琉 球 銀 行	565	8,735,954	3,495	49,299,411	554.5	35.8	6,181	73,438,166	196.1	33.2	17	116,341	44.9	11.4
沖 縄 銀 行	419	7,632,190	3,001	50,041,152	635.2	36.3	5,874	88,684,107	172.5	40.1	33	512,838	156.0	50.1
沖縄海邦銀行	268	4,672,920	1,778	26,361,626	790.0	19.1	3,265	38,993,411	224.8	17.6	25	270,190	77.0	26.4
信金中央金庫	0	0	0	0	0.0	0.0	1	592	50.7	0.0	0	0	0.0	0.0
コザ信用金庫	91	1,086,700	543	6,571,140	1,090.7	4.8	887	9,104,375	262.5	4.1	8	110,615	130.9	10.8
商工組合中央金庫	0	0	10	197,600	300.2	0.1	93	1,456,941	133.2	0.7	0	0	0.0	0.0
沖縄県農業協同組合	1	12,000	8	49,700	367.6	0.0	16	113,348	325.2	0.1	0	0	0.0	0.0
沖縄県信漁連	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
沖縄振興開発金融公庫	0	0	0	0	0.0	0.0	1	4,630	100.0	0.0	0	0	0.0	0.0
合 計	1,378	22,977,364	9,068	137,835,929	627.4	100.0	16,798	221,127,718	190.4	100.0	84	1,024,386	99.5	100.0

(5)資金使途別

(単位：千円、％)

区分 項目	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高				代 位 弁 済			
	当 月 中		当 期 中				当 月 末				当 期 中			
	件数	金 額	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比
運 転 資 金	1,310	21,887,194	8,801	133,936,749	758.1	97.2	13,274	189,763,283	225.2	85.8	45	605,211	102.8	59.1
設 備 資 金	16	326,300	69	1,482,950	115.9	1.1	1,007	9,545,121	102.1	4.3	7	149,615	110.8	14.6
運転・設備資金	52	763,870	198	2,416,230	79.9	1.8	2,517	21,819,314	96.9	9.9	32	269,559	88.0	26.3
合 計	1,378	22,977,364	9,068	137,835,929	627.4	100.0	16,798	221,127,718	190.4	100.0	84	1,024,386	99.5	100.0

(6)保証金額別

(単位：千円、％)

区分 項目	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高				代 位 弁 済			
	当 月 中		当 期 中				当 月 末				当 期 中			
	件数	金 額	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比
1,000千円以下	67	55,480	428	366,966	2,367.5	0.3	497	395,160	718.1	0.2	1	928	47.2	0.1
2,000千円以下	100	175,650	718	1,273,760	1,031.9	0.9	1,094	1,615,398	331.8	0.7	3	4,831	129.7	0.5
3,000千円以下	94	264,150	762	2,173,303	702.7	1.6	1,377	3,076,455	233.1	1.4	9	20,374	114.9	2.0
5,000千円以下	137	614,480	1,082	4,901,751	500.1	3.6	2,243	7,709,434	183.8	3.5	11	36,680	79.8	3.6
10,000千円以下	305	2,636,293	1,847	15,804,303	506.5	11.5	3,677	24,284,525	183.8	11.0	27	155,360	70.5	15.2
15,000千円以下	125	1,705,731	777	10,655,610	529.7	7.7	1,626	17,151,863	177.7	7.8	9	78,887	132.6	7.7
40,000千円以下	530	16,168,390	3,330	93,787,786	905.0	68.0	5,355	124,363,418	271.7	56.2	17	346,686	102.7	33.8
50,000千円以下	8	370,500	40	1,929,560	106.5	1.4	363	11,677,283	98.7	5.3	1	32,384	51.9	3.2
60,000千円以下	1	60,000	14	828,000	111.4	0.6	145	5,353,830	101.9	2.4	1	51,731	94.6	5.0
70,000千円以下	1	65,000	7	462,400	86.6	0.3	84	3,760,562	86.4	1.7	3	148,051	121.1	14.5
80,000千円以下	8	640,000	52	4,158,000	375.6	3.0	244	13,601,182	118.0	6.2	2	148,475	142.9	14.5
100,000千円以下	1	85,000	2	185,000	66.1	0.1	33	1,864,027	75.4	0.8	0	0	0.0	0.0
200,000千円以下	1	136,690	9	1,309,490	228.9	1.0	60	6,274,583	104.6	2.8	0	0	0.0	0.0
合 計	1,378	22,977,364	9,068	137,835,929	627.4	100.0	16,798	221,127,718	190.4	100.0	84	1,024,386	99.5	100.0
1件当たり保証金額		16,674		15,200										

(7)協会保証制度別

(単位：千円、％)

区分 項目	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高				代 位 弁 済			
	当 月 中		当 期 中				当 月 末				当 期 中			
	件数	金 額	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比
一 般	35	918,090	156	4,607,000	97.3	29.8	1,833	23,779,498	100.4	36.9	22	283,061	168.2	67.8
先端設備等導入関連保証	0	0	0	0	0.0	0.0	1	7,540	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
長期経営資金	0	0	0	0	0.0	0.0	1	4,044	37.4	0.0	0	0	0.0	0.0
小 口 零 細	0	0	2	19,200	349.1	0.1	8	40,024	111.6	0.1	0	0	0.0	0.0
根 保 証	30	584,000	78	1,589,500	97.6	10.3	241	5,763,896	94.8	8.9	1	30,296	76.0	7.3
当 座 貸 越	0	0	0	0	0.0	0.0	11	441,722	99.9	0.7	0	0	0.0	0.0
事業者カードローン	0	0	3	12,000	66.7	0.1	19	141,810	111.0	0.2	0	0	0.0	0.0
創業等関連保証	0	0	0	0	0.0	0.0	13	55,844	112.9	0.1	1	1,587	0.0	0.4
中小企業特定社債	0	0	0	0	0.0	0.0	40	2,281,840	90.5	3.5	0	0	0.0	0.0
流動資産担保融資	2	160,000	3	320,000	133.3	2.1	6	510,400	99.4	0.8	0	0	0.0	0.0
経営革新関連	0	0	0	0	0.0	0.0	4	81,233	83.0	0.1	0	0	0.0	0.0
経営安定関連	4	167,000	41	2,475,996	0.0	16.0	48	2,348,559	2,475.4	3.6	0	0	0.0	0.0
景気対応緊急	0	0	0	0	0.0	0.0	268	2,146,583	66.9	3.3	1	2,356	6.3	0.6
金融環境変化	0	0	0	0	0.0	0.0	1	1,200	7.5	0.0	0	0	0.0	0.0
危機関連保証	8	440,000	41	2,401,500	0.0	15.5	37	2,181,500	0.0	3.4	0	0	0.0	0.0
借 換	0	0	12	233,000	24.9	1.5	761	12,570,124	86.6	19.5	3	48,374	31.7	11.6
新 1 0 0 0	0	0	4	20,000	303.0	0.1	72	195,303	106.2	0.3	1	1,772	0.0	0.4
東日本大震災復興緊急	0	0	0	0	0.0	0.0	12	77,112	55.0	0.1	0	0	0.0	0.0
経営力強化	0	0	1	12,700	0.0	0.1	27	709,182	73.1	1.1	0	0	0.0	0.0
求償権消滅保証	0	0	0	0	0.0	0.0	2	30,413	87.9	0.0	0	0	0.0	0.0
改善サポート1	0	0	0	0	0.0	0.0	21	883,906	91.4	1.4	0	0	0.0	0.0
創業関連保証	13	74,300	59	348,460	54.0	2.3	433	2,105,833	113.8	3.3	6	18,833	56.3	4.5
再挑戦支援保証	0	0	0	0	0.0	0.0	1	3,120	76.9	0.0	0	0	0.0	0.0
おきなわ短期継続サポート保証	27	393,800	268	3,417,500	75.7	22.1	585	7,830,380	96.7	12.1	3	31,356	119.3	7.5
経営力向上関連保証	0	0	0	0	0.0	0.0	3	135,958	120.6	0.2	0	0	0.0	0.0
地域経済牽引事業関連保証	0	0	0	0	0.0	0.0	1	37,016	92.5	0.1	0	0	0.0	0.0
財務要件型無保証人保証	0	0	0	0	0.0	0.0	1	94,000	74.0	0.1	0	0	0.0	0.0
そ の 他	0	0	0	0	0.0	0.0	1	4,630	100.0	0.0	0	0	0.0	0.0
総 合 計	119	2,737,190	668	15,456,856	114.0	100.0	4,451	64,462,671	100.9	100.0	38	417,635	89.2	100.0

(8)県融資制度別

(単位：千円、％)

区分 項目	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高				代 位 弁 済			
	当 月 中		当 期 中				当 月 末				当 期 中			
	件数	金 額	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比
短期運転資金	20	378,940	72	1,188,640	62.5	1.0	136	1,880,331	81.6	1.3	1	5,642	17.1	2.1
経営振興資金	5	106,600	30	517,680	49.5	0.4	622	5,528,479	105.7	3.9	5	64,256	254.7	24.0
組織強化育成資金	0	0	0	0	0.0	0.0	12	67,701	69.7	0.0	0	0	0.0	0.0
小規模企業対策資金	4	30,800	14	93,410	29.1	0.1	451	1,815,652	99.3	1.3	5	16,280	85.1	6.1
創業者支援資金	24	173,550	75	464,400	122.1	0.4	432	2,168,634	117.9	1.5	7	37,015	369.4	13.8
ベンチャー支援資金	0	0	2	24,000	64.9	0.0	36	373,677	109.5	0.3	0	0	0.0	0.0
企業立地推進貸付	0	0	0	0	0.0	0.0	1	82,928	59.8	0.1	0	0	0.0	0.0
中小企業セーフティネット	66	1,406,000	2,148	30,399,770	52,233.3	25.0	1,988	28,773,358	6,202.0	20.4	0	0	0.0	0.0
中小企業再生支援資金	0	0	5	176,940	52.1	0.1	121	4,072,786	102.5	2.9	0	0	0.0	0.0
雇用創出促進資金	0	0	4	53,000	15.9	0.0	97	1,300,857	110.2	0.9	3	37,047	0.0	13.8
オキナワ型産業振興	0	0	0	0	0.0	0.0	8	167,941	128.2	0.1	0	0	0.0	0.0
小口零細企業資金	0	0	21	104,450	29.8	0.1	480	1,500,632	93.4	1.1	1	1,077	7.9	0.4
新事業分野進出資金	0	0	2	24,660	28.0	0.0	45	421,091	88.9	0.3	0	0	0.0	0.0
原油・原材料高騰対策	0	0	0	0	0.0	0.0	1	1,739	80.9	0.0	0	0	0.0	0.0
円 滑 化 借 換	2	38,000	28	500,900	34.9	0.4	1,016	11,433,368	88.3	8.1	13	106,307	82.3	39.7
沖縄県コロナ対応資金	1,124	17,853,044	5,952	87,965,683	0.0	72.4	5,565	81,690,144	0.0	57.8	0	0	0.0	0.0
【 総 合 計 】	1,245	19,986,934	8,353	121,513,533	1,911.0	100.0	11,011	141,281,316	434.0	100.0	35	267,625	65.3	100.0

(9)市町村別小口資金制度別

(単位：千円、％)

区分 項目	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高				代 位 弁 済			
	当 月 中		当 期 中				当 月 末				当 期 中			
	件数	金 額	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比
那 覇 市 小 口	0	0	0	0	0.0	0.0	25	44,107	65.0	33.5	1	3,427	50.2	79.5
宜野湾市小口	0	0	0	0	0.0	0.0	12	20,100	65.9	15.3	0	0	0.0	0.0
石 垣 市 小 口	0	0	0	0	0.0	0.0	5	9,279	71.9	7.1	0	0	0.0	0.0
浦 添 市 小 口	0	0	0	0	0.0	0.0	1	1,517	66.0	1.2	0	0	0.0	0.0
名 護 市 小 口	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
沖 縄 市 小 口	0	0	0	0	0.0	0.0	15	47,265	61.2	35.9	1	881	31.9	20.5
宮古島市小口	0	0	0	0	0.0	0.0	3	9,200	132.7	7.0	0	0	0.0	0.0
豊見城市小口	0	0	0	0	0.0	0.0	1	85	16.8	0.1	0	0	0.0	0.0
総 合 計	0	0	0	0	0.0	0.0	62	131,553	66.4	100.0	2	4,308	44.9	100.0

(10)提携保証制度別

(単位：千円、％)

区分 項目	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高				代 位 弁 済			
	当 月 中		当 期 中				当 月 末				当 期 中			
	件数	金 額	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比
順 風 満 帆	9	198,240	29	490,740	49.1	56.7	488	4,317,894	73.6	28.3	1	13,677	35.3	4.1
ク イ ッ ク マ ン	0	0	0	0	0.0	0.0	1	4,365	99.6	0.0	0	0	0.0	0.0
ステップアップ8000	3	37,000	8	250,000	39.4	28.9	541	8,906,491	79.9	58.4	7	250,491	268.0	74.8
即 銭 力 7	2	18,000	7	45,800	37.1	5.3	164	572,950	78.8	3.8	0	0	0.0	0.0
沖縄TKC会員税理士	0	0	1	4,000	1.8	0.5	48	1,191,598	78.2	7.8	1	70,650	0.0	21.1
ベストパートナーⅡ	0	0	2	75,000	117.2	8.7	32	258,880	133.7	1.7	0	0	0.0	0.0
商工中金協調融資保証	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
合 計	14	253,240	47	865,540	42.4	100.0	1,274	15,252,178	78.4	100.0	9	334,818	235.2	100.0

令和2年台風第9号・第10号の被災事業者に対する支援等について

当協会では、台風等による自然災害によって経営に支障を来している事業者の迅速な復旧を支援するため、各種支援策で経営サポート致します。

令和2年台風第9号・10号の沖縄県知事による災害認定に伴い、被災された中小企業者等（農林漁業、金融・保険業、遊興娯楽業の一部業種は対象となりません）は、以下の通り「中小企業セーフティネット資金」の融資対象となります。

【台風第9号】

制 度 名：沖縄県融資制度「中小企業セーフティネット資金」
融資対象4（災害被害対応貸付）
申 込 期 間：令和2年9月4日から令和2年12月3日まで
対 象 地 域：沖縄県内市町村（石垣市、竹富町、与那国町を除く）

【台風第10号】

制 度 名：沖縄県融資制度「中小企業セーフティネット資金」
融資対象4（災害被害対応貸付）
申 込 期 間：令和2年9月8日から令和2年12月7日
対 象 地 域：沖縄県内市町村（石垣市、宮古島市、久米島町、多良間村、竹富町、与那国町除く）

【共通融資条件等】

資 金 使 途：災害被害対応に係る事業資金
融 資 限 度 額：運転、設備資金併せて3,000万円（一般保証枠適用）
融 資 期 間：運転7年（据置1年）、設備10年（据置1年）
融 資 利 率：0.90%
保 証 料 率：0.00%（県による全額補助）
必 要 書 類：通常の沖縄県融資制度申込書類のほか、市町村長発行の罹災証明書
又は、市町村長若しくは商工会会長発行の融資対象認定書
取扱金融機関：琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、
商工組合中央金庫、沖縄県農業協同組合、みずほ銀行、鹿児島銀行

【お問い合わせ先】業務部 保証第一課・第二課
TEL：098-863-5300
FAX：098-868-7320

新型コロナウイルス感染症対応について（保証制度一覧）

沖縄県信用保証協会では、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小企業・小規模事業者の皆さまへの資金繰り支援策として各種制度でサポート致します。お気軽にご相談下さい。

1. 沖縄県制度

「沖縄県新型コロナウイルス感染症対応資金」（令和2年5月1日受付開始）

→ **限度額が拡充されました！（6月22日より開始）**

◆実質無利子（当初3年間）◆無担保・据置最大5年◆信用保証料（全額または半額補助）

「沖縄県新型コロナウイルス感染症対応資金」			
融資対象者	県内において本店を有し3ヶ月以上継続して同一事業を営む中小企業者、協同組合等で、下記認定を受けたもの		
認定書種類	セーフティネット保証4号	セーフティネット保証5号	危機関連保証
責任共有	対象外	対象	対象外
資金使途	経営の安定に必要な資金（運転資金、設備資金、運転・設備資金）		
融資限度額	4,000万円（3,000万円から拡大されました）		
融資期間	運転資金・設備資金ともに10年（据置5年以内）		
返済方法	原則、均等分割返済（保証期間が1年以内の場合は一括返済も可能）		
融資利率（補給有）	セーフティネット保証4号 0.80%	セーフティネット保証5号 1.60%	危機関連保証 0.80%
保証料率（補助有）	0.00%	①0.425%または0.525%（※経営者保証免除対応時） ②個人（小規模）、売上15%以上減少の個人（小規模以外）または法人：0.00%	0.00%
	○経営者保証免除・・・①資産超過 ②法人・個人の分離 ○条件変更に伴う変更保証料（0.85%）は補助の対象外となります。		
担保	原則不要（既設定根抵当権除く）		
保証人	原則、法人代表者を除き不要（法人代表者については、一定の要件を満たす場合は不要）		
取扱期間	令和2年5月1日から令和2年12月31日までに保証申込を受付し、かつ、令和3年1月31日までに融資実行されたもの（6月22日保証承諾分から適用）		
モニタリング	取扱金融機関は、据置期間が1年を超える場合は、据置期間中のモニタリングを行い、半年に一度、信用保証協会へ報告		
借換について	借換可否整理表をご覧ください		

貸付実行日	責任共有	SN4号	SN5号	危機関連
1/28以前	対象	×	○	×
	対象外	○	○	○
1/29～制度前日	対象	○	○	○
	対象外	○	○	○
制度取扱開始（5/1）後 ※改正6/22	対象（本制度）	○	×（注）	○
	対象（本制度以外）	×	○	×
	対象外（本制度）	×（注）	×（注）	×（注）
	対象外（本制度以外）	○	○	○

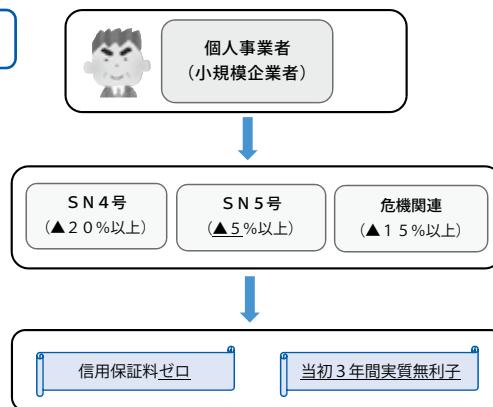
●次に掲げる場合を除き、本制度の保証を本制度の保証で借換えることはできません。

（整理表（注）については、②に該当する場合は借換可能です）

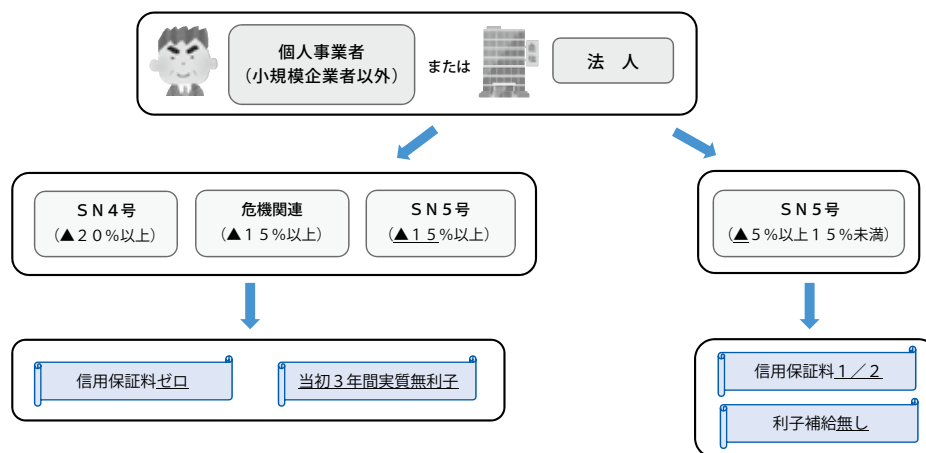
- ①責任共有制度の対象となる本制度の保証（SN5号）を、責任共有制度対象外（100%保証）となる本制度の保証で借換える場合
- ②法人代表者の連帯保証が付された本制度の保証を、経営者保証免除対応を適用した本制度の保証で借換える場合

信用保証料補助と利子補給について

個人（小規模企業者）



個人（小規模企業者以外）・法人



小規模企業者とは・・・常時使用する従業員の数が20人以下（商業又はサービス業（宿泊業及び娯楽業を除く。）を主たる事業とする事業者については5人以下）

沖縄県融資制度「中小企業セーフティネット資金」			
融資対象	融資対象4（知事認定災害）	融資対象5	融資対象6
災害等	新型コロナウイルス感染症	セーフティネット4号・5号	危機関連保証
融資対象者	県内において同一事業の事業歴が1年以上 ※令和2年新型コロナウイルス感染症の影響を受けた者は3カ月以上 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者、協同組合等 ※首里城火災・豚熱（CSF）の影響を受けた事業者も対象 中小企業信用保険法第2条第5項に基づくセーフティネットの適用について市町村長から認定を受けた者 中小企業信用保険法第2条第6項に基づく危機関連保証の適用について市町村長から認定を受けた者		
資金使途	災害等被害対応に係る事業資金		
融資限度額	3,000万円 ※1事由につき （融資対象5→一般保証と別枠、融資対象6→一般保証、経営安定保証と別枠）		
融資期間	運転資金7年（据置1年） 設備資金10年（据置1年）		
融資利率	0.90%	0.80%（5号は1.60%）	0.80%
保証料率	0.00%（県による全額補助） ※セーフティネット5号は0.55%		
責任共有	対 象	対象外（5号は対象）	対象外

2. 協会制度

協会制度（国）			
認定書	経営安定関連保証4号 （セーフティネット保証）	経営安定関連保証5号 （セーフティネット保証）	危機関連保証
融資対象者	別紙概要参照（経済産業省HPより）		
売上高等 減少基準	▲20%	▲5%	▲15%
資金使途	経営安定に係る事業資金		
融資限度額	無担保8,000万円 有担保2億円 ※一般保証と別枠		無担保8,000万円 有担保2億円 特別小口2,000万円 ※一般保証、経営安定関連保証と別枠
融資期間	運転資金7年（据置6カ月） 設備資金10年（据置1年）		10年以内（据置2年）
融資利率	金融機関所定利率		
保証料率	0.85%	0.75%	0.80%（特小0.6%）
責任共有	対象外	対象	対象外

セーフティネット保証 4 号の概要

(参考資料)

1. 制度概要

- 自然災害等の突発的事由（噴火、地震、台風等）により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、災害救助法が適用された場合及び都道府県から要請があり国として指定する必要があると認める場合に、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で借入債務の100%を保証する制度。

(参考：信用保険法第2条第5項第4号)

災害その他の突発的な事由であつて、その発生に起因して相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障を生じており、かつ、その事業活動が特定の地域内に限られている認められるものとして経済産業大臣が指定するものに起因して、その地域内に事業所を有する中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じていると認められる地域として経済産業大臣が指定する地域内に事業所を有する中小企業者であり、かつ、当該中小企業に係る取引の数量の減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていると認められること。

2. 対象中小企業者

- (イ) 指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること。
- (ロ) 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。
- (売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要)

3. 内容（保証条件）

- ①対象資金：経営安定資金
- ②保証割合：100%保証
- ③保証限度額：一般保証とは別枠で2億8,000万円 → $\left\{ \begin{array}{l} \left[\begin{array}{l} \text{【一般保証限度額】} \\ 2億8,000万円以内} \end{array} \right] \\ + \\ \left[\begin{array}{l} \text{【別枠保証限度額】} \\ 2億8,000万円以内} \end{array} \right] \end{array} \right\}$

※セーフティネット保証5号とは併用可だが、同じ枠になる

セーフティネット保証 5 号の概要

1. 制度概要

- 全国的に業況の悪化している業種に属することにより、経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で80%保証を行う制度。

(参考：信用保険法第2条第5項第5号)

その業種に属する事業について主要な原材料等の供給の著しい減少、需要の著しい減少その他経済産業大臣が定める事由が生じていることにより当該事業を行う中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じていると認められる業種として経済産業大臣が指定するものに属する事業を行う中小企業者であり、かつ、当該事業に係る取引の数量の減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていると認められること。

2. 対象中小企業者

- ①指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少。
- ※時限的な運用緩和として、2月以降直近3ヶ月の売上高が算出可能となるまでは、直近の売上高等の減少と売上高見込みを含む3ヶ月間の売上高等の減少でも可。
- 例) 2月の売上高実績+3月、4月の売上高見込み
- ②指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者。
- (売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要)

3. 内容（保証条件）

- ①対象資金：経営安定資金
- ②保証割合：80%保証
- ③保証限度額：一般保証とは別枠で2億8,000万円 → $\left\{ \begin{array}{l} \left[\begin{array}{l} \text{【一般保証限度額】} \\ 2億8,000万円以内} \end{array} \right] \\ + \\ \left[\begin{array}{l} \text{【別枠保証限度額】} \\ 2億8,000万円以内} \end{array} \right] \end{array} \right\}$

※セーフティネット保証4号とは併用可だが、同じ枠になる

危機関連保証の概要

(参考資料)

1. 制度概要

○東日本大震災やリーマンショックといった危機時に、全国・全業種※を対象として、信用保証協会が通常の保証限度額（2.8億円）及びセーフティネット保証の保証限度額（2.8億円）とは別枠（2.8億円）で借入債務の100%を保証する制度。※保証対象業種に限る。

2. 対象中小企業者

○指定案件に起因して、原則として、最近1か月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれること。
(売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要)

3. 内容（保証条件）

①対象資金：経営安定資金

②保証割合：100%保証

③保証限度額：一般保証等とは別枠で2億8,000万円 →

$$\left\{ \begin{array}{l} \left[\begin{array}{l} \text{【一般保証限度額】} \\ 2億8,000万円以内 \end{array} \right] \\ + \\ \left[\begin{array}{l} \text{【セーフティネット保証限度額】} \\ 2億8,000万円以内 \end{array} \right] \\ + \\ \left[\begin{array}{l} \text{【危機関連保証限度額】} \\ 2億8,000万円以内 \end{array} \right] \end{array} \right\}$$

新型コロナウイルス感染症に係る認定基準の運用緩和について

○前年実績の無い創業者や、前年以降店舗や業容拡大してきた事業者の方についても、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている場合には、セーフティネット保証4号・5号及び危機関連保証が利用できるように認定基準の運用を緩和。

【対象となる方】

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経営の安定に支障を生じている、次の方

①業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の事業者

②前年以降の店舗増加等によって、単純な売上高等の前年比較では認定が困難な事業者

【認定基準】

(現状)

対前年と比較

最近1ヶ月の売上高等と
前年同月と比較
+
その後2ヶ月間(見込み)を含
む3ヶ月の売上高等と前
年同期と比較

運用
緩和

(緩和後)

新型コロナウイルスの影響を受ける前などを基準として比較

最近1ヶ月の売上高等と最近1ヶ月を含む最近3ヶ月間の平均売上高等を比較

又は

最近1ヶ月の売上高等と令和元年12月の売上高等を比較

+
その後2ヶ月間(見込み)を含む3ヶ月の売上高等と令和元年12月の売上高等の3倍を比較

又は

最近1ヶ月の売上高等と令和元年10~12月の平均売上高等を比較

+
その後2ヶ月間(見込み)を含む3ヶ月の売上高等と令和元年10~12月の3ヶ月を比較

※上記の売上高等減少の基準については、セーフティネット保証4号は▲20%以上、セーフティネット保証5号は▲5%以上、危機関連保証は▲15%以上

【保証申込等に関するご相談】

業務部 保証第一課・保証第二課
TEL：098-863-5300
FAX：098-868-7320

【条件変更等に関するご相談】

経営支援部 経営支援課
TEL：098-863-5310
FAX：098-863-5316

新型コロナウイルス感染症に対する支援策について

経済産業省、厚生労働省等より各種支援策が公表されておりますので、お知らせいたします。詳細は、各省ホームページをご確認ください。

1. 持続化給付金について

感染症拡大により、営業自粛等により特に大きな影響を受けている事業者に対する給付金です。

- （申請要領中小企業向け）

https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin_chusho.pdf

- （申請要領個人事業者向け）

https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin_kojin.pdf

- （持続化給付金に関するお知らせ）

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin.pdf>

- 併せて、申請手順をわかりやすく解説した動画も公開されています。

<https://youtu.be/AllkUy3FAnU>

※電子申請が原則ですが、申請が困難な方のために「申請サポート会場」を開設しています。ご利用は完全事前予約制となります。詳細は事務局ホームページよりご確認ください。（<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>）

- なは市民協働プラザ2F（那覇市銘苅2-3-1）

- 浦添市 牧港 3-40-6 浦添市立中央公民館分館 2F

- 北中城村字ライカム1番地 イオンモール沖縄ライカム3F

- 名護市港2-1-1 名護市民会館2F

上記予約：0570-077-866（オペレーター対応 9：00～18：00）

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

持続化給付金

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給します。農業、漁業、製造業、飲食業、小売業、作家・俳優業など幅広い業種の方が対象となりますので、本制度の活用をご検討ください。

【給付額】

法人は**200万円**、個人事業者は**100万円**

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

■ 売上減少分の計算方法

前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)

【給付対象の主な要件】

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者。
- ②2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。
- ③法人の場合は、
 - (Ⅰ) 資本金の額または出資の総額が10億円未満、又は、
 - (Ⅱ) 上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2,000人以下である事業者。

※6月29日から「主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者」「2020年1～3月に開業した事業者」の申請受付を開始しました。

【申請サイト】「持続化給付金」の事務局HP

・8月31日までに申請された方

→ <https://www.jizokuka-kyufu.jp>

・9月1日以降に申請される方

→ <https://jizokuka-kyufu.go.jp/>



【申請要領・よくあるお問合せ等】

上記の事務局HPまたは、経済産業省HPよりご確認ください。

経済産業省HP(持続化給付金)

<https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html>



【お問合せ先】持続化給付金事業 コールセンター

8月31日までに申請された方

直通番号：0120-115-570

IP電話専用回線：03-6831-0613

受付時間：8時30分～19時00分(土曜祝日を除く日～金曜日)

9月1日以降に申請される方

直通番号：0120-279-292

IP電話専用回線：03-6832-6631

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

持続化給付金

【申請サポート会場】

持続化給付金については、電子申請を原則としていますが、ご自身で電子申請を行うことが困難な方のために、「申請サポート会場」を開設しています。

「申請サポート会場」では、電子申請の手続きをサポートさせていただきます。必要書類のコピーをご持参の上、お越し下さい。

なお、「申請サポート会場」は新型コロナウイルス感染防止の観点から完全事前予約制とします。事前予約無しに御来場いただいてもサポートが受けられませんので、ご注意ください。

開催場所一覧は、経済産業省HPで公開中です。

https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/shinsei-support_202009.pdf



▶ 事前予約の方法

予約方法は、①Web予約、②電話予約（自動）、
③電話予約（オペレーター対応）がございます。

①Web予約

「持続化給付金」の事務局ホームページよりご予約ください。

<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>



②電話予約（自動）

「申請サポート会場 受付専用ダイヤル」までお電話ください。

自動ガイダンスで、予約方法を案内します。

0120-835-130、24時間受付可能

③電話予約（オペレーター対応）

「申請サポート会場 電話予約窓口（オペレーター対応）」にて、申請サポート会場の予約を受け付けます。

0570-077-866、受付時間：平日、土日祝日ともに、9:00～18:00

その他、申請サポート会場にお持ちいただく資料などの詳細は、

「持続化給付金」の事務局HPまたは、経済産業省HPをご確認ください。

【持続化給付金の事務局HP】

<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>



【経済産業省HP】

<https://www.meti.go.jp/covid-19/shinsei-support.html>



① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

2. 雇用調整助成金について

厚生労働省が中小企業を対象にした雇用調整助成金の特例措置を実施しています。
※助成額の上限引き上げや、緊急対応期間を9月30日まで延長するなど更なる拡充が行われました。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

雇用調整助成金の特例措置

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

雇用調整助成金とは？

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成するものです。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

【特例の対象となる事業者】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全事業主）

【特例措置の内容】※下線が4月1日から9月30日までの休業等に適用

（※その他は休業等の初日が1月24日から9月30日までの場合に適用）

○助成内容・対象の大幅な拡充

- ① 休業手当に対する助成率を引き上げ（中小企業**4/5**、大企業**2/3**）
- ② 解雇等行わない場合、助成率の上乗せ（中小企業**10/10**、大企業**3/4**）
※助成額の上限を対象労働者1人1日当たり**15,000円**に引き上げ
- ③ 教育訓練を実施した場合の**加算額の引き上げ**
（中小企業**2,400円**、大企業**1,800円**）
- ④ 新規卒卒者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者も助成対象
- ⑤ **1年間に100日の支給限度日数とは別枠**で利用可能
- ⑥ **雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象**に

○受給要件の更なる緩和

- ⑦ **生産指標の要件を緩和**（対象期間の初日が4月1日から9月30日までの間は、**5%減少**）
- ⑧ 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象
- ⑨ 雇用調整助成金の連続使用を不可とする要件（クーリング期間）を撤廃
- ⑩ 事業所設置後1年以上を必要とする要件を緩和
- ⑪ **休業規模の要件を緩和**
- ⑫ 支給対象期間の初日が1月24日から5月31日までの休業に係る休業申請について、申請期限を8月31日まで特例的に緩和
- ⑬ **出向要件を緩和**（「3か月以上1年以内」を「**1か月以上1年以内**」に）

○活用しやすさ

- ⑭ 短時間一斉休業の要件を緩和
- ⑮ 残業相殺制度を当面停止
- ⑯ 生産指標の要件を緩和し、比較対象となる月の幅を拡大（前年同月または昨年12月との比較⇒前々年の同月または前月から前年同月のうちの適切な1か月との比較）
- ⑰ **申請書類の大幅な簡素化**
- ⑱ **休業等計画届の提出が不要（5月19日より）**
- ⑲ **オンライン申請の開始（運用開始が延期となっておりますので、お待ちください。）**

【お問合せ先】

最寄りの都道府県労働局またはハローワークへ
またコールセンターでも雇用調整助成金に関するお問い合わせに対応します。
0120-60-3999（受付時間 9:00～21:00（土日・祝日含む））

厚生労働省HP
雇用調整助成金ページ



3. 国税に関する措置

(国税庁ホームページ)

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/index.htm>

トップページ> 新型コロナウイルス感染症に関する対応等について> 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置

4. 地方税に関する措置

(総務省ホームページ)

https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html

トップページ> 新型コロナウイルス感染症対策関連> 地方行財政> 地方税制

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

納税猶予・納付期限の延長

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、以下の措置を講じています。

<①申告(及び納税)にお困りの方> (詳細は67ページ)

個人・法人全ての方が対象	
申告・納税期限の延長	申告が必要な以下の税 ・申告所得税(及び復興特別所得税) ・消費税 ・相続税の申告(※) → 申告期限以降も、柔軟に受付 ✓ 基本的には、延滞税・利子税は発生しません ✓ 申告書の作成又は来署することが可能になった時点での税務署への申し出で受け付けます。

※上記以外の税目についても個別に延長対応している場合がございますので、【地方税】はお住まいの市区町村に、【国税】は最寄りの税務署に、延滞税・利子税に関する御質問を含めて、ご確認ください。

<②お支払いが困難な方>

✓ **納税期限(延長された期限を含む。)までにお支払いが困難な方**

原則全ての税(詳細は68ページ)	
事業収入が20%以上減少	2020年2月から納期限までの一定の期間(1か月以上)において、事業収入が減少(前年同期比概ね20%以上) → 無担保+延滞税なしで、1年間納税猶予
納税の猶予	国税(詳細は69ページ) ・原則、1年間猶予(状況に応じて更に1年間猶予される場合あり) ・猶予期間中の延滞税の全部又は一部が免除 ・財産の差押えや換価(売却)が猶予 ※税務署において所定の審査を行います。 ※地方税においても、国税と同様の措置を講じるよう、国から地方公共団体に要請いたしました。(詳細はP70) <個別の事情> ①災害により財産に相当な損失が生じた場合 ③事業を廃止し、又は休止した場合 ②ご本人又はご家族が病気に罹った場合 ④事業に著しい損失を受けた場合

〇イメージ(事業収入が20%以上減少している方の申告所得税の場合)

通常の申告期限

令和2年3月16日

※4月16日に延長
4月17日以降も柔軟に受付

①の制度により延長

延長後

令和2年6月30日

※個別に指定

②の制度により猶予

納税期限

令和3年6月30日

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

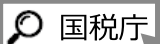
1. 税務申告・納付期限の延長

昨今の新型コロナウイルス感染症の各地での拡大状況に鑑み、更に確定申告会場の混雑緩和を徹底する観点から、感染拡大により外出を控えるなど期限内に申告することが困難な方については、期限を区切らずに、4月17日以降であっても柔軟に確定申告書を受け付けることといたしました。

従来		対応策
申告所得税 (及び復興特別所得税)	令和2年3月16日	・4月16日まで期限を延長 ・4月17日以降であっても柔軟に確定申告書を受付 ※申告書の作成又は来署することが可能になった時点で税務署へ申し出ていただければ、申告期限延長の取扱いをさせていただきます。
個人事業者の消費税 (及び地方消費税)	令和2年3月31日	
贈与税	令和2年3月16日	

- ◆ 4月17日以降の申告相談につきましては、原則として、事前予約制とするなど、感染リスク防止により一層配慮した形で行うことといたします。
- ◆ 確定申告会場に出向かなくても自宅等から簡単に申告を行っていただけるよう、スマートフォン等によるe-Taxなどの手段をご用意しています。
- ◆ 令和元年分の還付申告については、5年間（令和6年12月31日まで）申告することが可能です。

また、法人税・法人の消費税の申告・納付についても、新型コロナウイルス感染症の影響により、法人がその期限までに申告・納付ができないやむを得ない理由がある場合には、申請していただくことにより期限の個別延長が認められます。

詳細は、 **国税庁** で検索、または、以下のURLよりご確認ください。

○申告期限の柔軟な取扱い

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-021_01.pdf

○法人税及び地方法人税並びに法人の消費税の申告・納付期限と源泉所得税の納付期限の個別指定による期限延長手続に関するFAQ
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-044.pdf>



大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

2. 事業収入が減少する場合の納税猶予（国税・地方税）の特例

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、令和2年2月以降、事業収入が減少（前年同月比▲20%以上）し、納税が困難となった事業者について、無担保かつ延滞税なしで納税を猶予します。法人税や消費税、固定資産税など、基本的にすべての税が対象となります。

令和2年2月から納期限までの一定の期間（1ヶ月以上）において、**事業収入が前年同期比概ね20%以上減少**した場合、

※ 法人の収入（売上高）のほか、個人の方の経常的な収入（事業の売上、給与収入、不動産収入）等を指します。個人の方の「一時所得」などは対象となりません。

◆ 原則、**1年間納税猶予が認められます。**

◆ **担保の提供は不要**です。

◆ **猶予期間中の延滞税が免除**されます。

猶予が認められると、所轄の税務署等から「**納税の猶予許可通知書**」が送付されます。

※この「**納税の猶予許可通知書**」のほか、猶予期間中に「**納税証明書**」（その1）を取得すると、「**新型コロナ臨時特例法第3条による納税の猶予が適用**」された旨が記載されます。地方税の場合、猶予許可通知書をもって納税証明に代えることが可能となる場合があります。

※標準的な税の納付期限

- ・法人税 事業年度終了から2ヶ月以内（3月末決算であれば5月末）
- ・消費税 事業年度終了から2ヶ月以内（同上）

※個人事業者は3月末（令和2年は4月16日）

- ・申告所得税 3月15日（※令和2年は4月16日以降も柔軟に申告を受付）
- ・固定資産税 基本的に、4～6月で自治体が定める日（第1期分）

詳細は、以下のURLまたは右のQRコードよりご確認ください。
https://www.mof.go.jp/tax_policy/brochure1.pdf



大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

3. 個別の事情がある場合の国税の納付猶予制度

新型コロナウイルス感染症の影響により国税を一時に納付することが困難な場合には、税務署に申請することにより、**換価の猶予**が認められることがあります。また、以下の事情がある場合には、**納税の猶予**が認められることがあります。まずはお電話で所轄の税務署にご相談ください。税務署において所定の審査を早期に行います。

【個別の事情】

① 災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

② ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち、医療費や治療等に付随する費用

③ 事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合、国税を一時に納付できない額のうち、休廃業に関して生じた損失や費用に相当する金額

④ 事業に著しい損失を受けた場合

納税者が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合、国税を一時に納付できない額のうち、受けた損失額に相当する金額

猶予が認められた場合

◆ 原則、**1年間猶予が認められます。**

(状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。)

◆ **猶予期間中の延滞税の全部又は一部が免除**されます。

◆ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

詳細は、 **国税庁** で検索、または、
以下のURLもしくは右のQRコードよりご確認ください。
https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm



5. 社会保険料に関する措置

(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html

トップページ> 社会保険料の納付等について

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

厚生年金保険料等の猶予制度

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

1. 換価の猶予

厚生年金保険料等を一時に納付することにより、事業の継続等を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するときは、納付すべき保険料等の納期限から6ヶ月以内に管轄の年金事務所へ申請することにより、換価の猶予が認められる場合があります。

2. 納付の猶予

次のいずれかに該当する場合であって、厚生年金保険料等を一時的に納付することが困難な時は、管轄の年金事務所を経由して地方(支)局長へ申請することにより、納付の猶予が認められる場合があります。

- ①財産について災害を受け、または盗難にあったこと
- ②事業主またはその生計を一にする親族が病気にかかり、または負傷したこと
- ③事業を廃止し、または休止したこと
- ④事業について著しい損失を受けたこと

「1. 換価の猶予」または「2. 納付の猶予」が認められると、

- 猶予された金額を猶予期間中に各月に分割して納付することになります。
- 財産の差押えや換価（売却等現金化）が猶予されます。
- 猶予期間中の延滞金の一部免除されます。

猶予制度を利用するには、年金事務所へ申請書の提出が必要です。詳しくは最寄りの年金事務所までご相談ください。猶予制度に関する一般的なご質問については、厚生年金保険料納付猶予相談窓口でもお受けしております。

また、申請書は、日本年金機構ホームページからダウンロードできます。

※ 健康保険料に係るお問い合わせ先は、協会けんぽ加入の場合は年金事務所、健康保険組合加入の場合は健康保険組合となります。

※ 労働保険料に係るお問い合わせ先は、都道府県労働局となります。

【お問合せ先】

最寄りの年金事務所（以下URLもしくは右のQRコード）

<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>



厚生年金保険料納付猶予相談窓口（以下URL）

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/20200420200422.html>

6. 家賃支援給付金

新型コロナウイルス感染症を契機とした5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃（賃料）の負担を軽減することを目的として、テナント事業者に対して給付するものです。

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

家賃支援給付金

新型コロナウイルス感染症を契機とした5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃（賃料）の負担を軽減することを目的として、テナント事業者に対して「家賃支援給付金」を支給します。

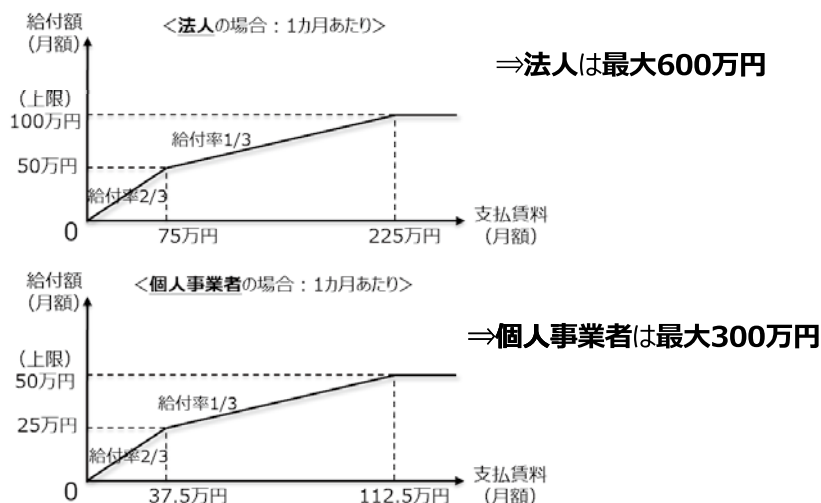
【給付対象者】

テナント事業者のうち、中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等であって、5～12月において以下のいずれかに該当する者に、給付金を支給。

- ① いずれか1カ月の売上高が前年同月比で50%以上減少
- ② 連続する3ヶ月の売上高が前年同期比で30%以上減少

【給付額・給付率】

申請時の直近の支払賃料（月額）に基づいて算出される給付額（月額）を基に、6カ月分の給付額に相当する額を支給。



7月14日、申請受付を開始しました。

【申請サイト】

<https://yachin-shien.go.jp/index.html>

また、よくあるご質問を

<https://yachin-shien.go.jp/faq/index.html>

にまとめておりますので、ご参照ください。



※また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、自治体でも家賃支援を行っている場合があります。各自治体の支援策をあわせてご確認ください。

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

家賃支援給付金

【申請サポート会場】

家賃支援給付金については、電子申請を原則としていますが、ご自身で電子申請を行うことが困難な方のために、7月15日より順次、「申請サポート会場」を開設しています。

「申請サポート会場」の一覧は、
https://yachin-shien.go.jp/docs/pdf/support_list.pdf
 からご確認ください。



「申請サポート会場」では、「申請補助シート」に基づいて、補助員が電子申請の入力サポートを行います。ご記入の上、申請サポート会場までお持ちください。

なお、「申請サポート会場」は、新型コロナウイルス感染防止の観点から、事前の来訪予約が必要となっています。

申請補助シートの印刷や来訪予約は、
<https://yachin-shien.go.jp/support/index.html>
 から行うことができます。



なお、上記サイトからのご予約を基本としていますが、インターネットを利用したご予約が難しい方向けに電話予約も受け付けています。会場・商工会議所へのお問い合わせはご遠慮ください。電話番号はお間違えのないようお願いいたします。

「家賃支援給付金 申請サポート会場 電話予約窓口」
 0120-150-413 受付時間：9:00～18:00（土日・祝日を含む）

【資料のダウンロード】

申請要領や給付規定、その他申請に必要な書類は、
<https://yachin-shien.go.jp/downloads/index.html>
 からダウンロードすることができます。



【お問合せ先】

家賃支援給付金 コールセンター
 TEL：0120-653-930 時間：8:30～19:00（土日・祝日含む）

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

【各種支援策パンフレット】本誌掲載の資料は経済産業省HPをご覧ください。

🔍 経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連

**新型コロナウイルス感染症で
影響を受ける事業者の皆様へ**

資金繰り

設備投資・販路開拓

経営環境の整備

本資料は経済産業省HP特設ページに掲載しております。
🔍 [経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連](#)

中小企業庁が運営する以下のオンラインツールも併せてご活用ください。

中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポplus」
最新情報の配信に加え、自分に合った制度や条件検索も。
🔍 [ミラサポplus](#)

LINE公式「経済産業省 新型コロナ 事業者サポート」
最新情報の配信に加え、アプリ内で支援メニューの検索も。
🔍 [@meti_chusho](#)

公式ツイッター「中小企業庁」
パンフレット更新をいち早くお知らせ、その他情報も随時配信。
🔍 [@meti_chusho](#)

メルマガ「e-中小企業ネットマガジン」
毎週（水）に中小企業支援施策・関連情報を配信。
🔍 [e-中小企業ネットマガジン](#)

令和2年9月3日17:00時点版

リンク集

Q. 都道府県、市町村など各自治体の支援策を知りたい。

A. 中小企業基盤整備機構が運営する情報発信サイト「J-Net21」にて、各自治体の支援策をまとめております。

✳️ **J-Net21** <https://j-net21.smri.go.jp/support/tsdlje00000085bc.html>

Q. 農林漁業者が活用できる資金繰り支援について知りたい。

A. 農林水産省HPでは、資金繰りが困難な農林漁業者の皆様向けの資金繰り支援策を紹介しております。

https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/attach/pdf/index-25.pdf

Q. 政府系金融機関、信用保証協会のHPを確認したい。

A. 日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、全国信用保証協会連合会HPでも、支援策を紹介しております。

JFC 日本政策金融公庫 https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynt/covid_19.html

商工中金 <https://www.shokochukin.co.jp/disaster/corona.html>

JfC 全国信用保証協会連合会 <https://www.zenshinhoren.or.jp/model-case/keiei-shisho.html>

Q. コロナ対策を含む中小企業向けの支援策を検索したい。

A. 補助金等の制度検索から電子申請までをサポートする「ミラサポplus」では、各種支援策をキーワードで検索することができます。

ミラサポplus <https://seido-navi.mirasapo-plus.go.jp/catalogs>

沖縄総合事務局経済産業部

「事業継続・雇用維持のための国・県による支援策のご案内」

<http://www.ogb.go.jp/keisan/2020coronataisaku>

#新型コロナ #中小・個人事業者 2020年8月5日現在、内閣府沖縄総合事務局・沖縄県

事業継続・雇用維持のための支援策のご案内

以下の支援策の対象や条件などの詳細は、各支援策の問い合わせ先にお問い合わせください。

1 幅広い用途に使える返済不要の資金が必要

持続化給付金

- ひと月の売上が前年の
同時期に比べ50%以上
減少している事業者
への給付金

お問い合わせ先
持続化給付金コールセンター
0120-115-570

最大給付
200万円
※個人事業主は
100万円

安心安全な島づくり 応援プロジェクト

- 新型コロナ感染症防止
に取り組む中小企業・
個人事業主等への奨励金

お問い合わせ先
沖縄県感染症対策奨励金
コールセンター
098-987-4507

給付
10万円

2 家賃の負担を減らしたい

家賃支援給付金

- ひと月の売上が前年同時期比で50%以上減少、又は連続
する3か月の売上が前年同時期で30%以上減少した
事業者への家賃給付
- 月額家賃負担のうち最大100万円を6か月分支給

※給付額の詳細な算定方法はお問い合わせください。

お問い合わせ先 家賃支援給付金コールセンター 0120-653-930

ひと月最大
100万円
を6ヶ月分

3 雇用を維持したいが休業手当の支払いが難しい

雇用調整助成金

- 従業員に支給した休業手当
等に対し最大1人あたり
1万5千円/日を助成

お問い合わせ先
○沖縄労働局職業対策課
098-868-3701
○各ハローワーク



沖縄県

雇用継続助成金

- 国の雇用調整助成金の
支給決定を受けた事業主
を対象に上乗せ助成

お問い合わせ先
グッジョブ相談ステーション
098-941-2044

4 事業継続に必要な資金の融資を受けたい

新型コロナ関連の制度融資

■主要金融機関※1で、貸付当初3年間の実質無利子※2・無担保・据置最大5年間の融資

※1 取扱金融機関は、沖縄公庫、商工中金、沖縄銀行、琉球銀行、沖縄海邦銀行、コザ信金、JAおきなわ、みずほ銀行、鹿児島銀行。

※2 実質無利子化の上限額は4千万円（沖縄公庫の中小事業、商工中金の危機対応融資は2億円）

お問い合わせ先：各取扱金融機関

5 環境変化に対応するため設備投資や業態転換を図りたい

中小企業生産性革命推進事業

（持続化補助金、ものづくり補助金、IT導入補助金）

■非対面ビジネスへの転換などに必要な資金への補助金

※1 事業再開のための飛沫防止製品・換気設備・衛生管理用品等に活用できる上乗せ枠もあり。

※2 補助率や補助上限額等の条件についてはお問い合わせください。

お問い合わせ先：中小機構 生産性革命推進事業室（03-6459-0866）

6 今後に向けた財務基盤の強化が必要

資本性劣後ローン

■本来の収益力が回復するまでの財務安定化に必要な、金融機関から資本と見なされる資金を融資

※1 中小企業再生支援協議会の支援を受けて事業再生を図る事業者、事業計画の策定により民間金融機関等による支援等の支援体制が構築されている事業者 等が対象

※2 利率・融資期間等の条件はお問い合わせください。

お問い合わせ先：沖縄公庫の各支店、商工中金相談窓口（0120-542-711）

各支援策の問い合わせ先のほか、以下の問い合わせ先もご利用できます。

・沖縄県よろず支援拠点（098-851-8460）

・沖縄総合事務局中小企業課（098-866-1755）

本資料でご紹介した国・県の支援策のほか、各市町村でも様々な支援策を講じています。詳しくは各市町村にお問い合わせください。

※沖縄総合事務局経済産業部のメールマガジン、twitter、Facebookにて最新情報入手ください



メルマガ登録



Twitter



Facebook

「事業承継特別保証制度」の申込資格要件改正について

令和2年4月1日より開始しております「事業承継特別保証制度」について、新型コロナウイルス感染症拡大影響を考慮して申込人資格要件が下記のとおり変更（6月15日より）されましたのでお知らせ致します。詳細は下記お問い合わせ先へご相談下さい。

【申込人資格要件 ※④下線部が改正となります】

次の（１）又は（２）に該当し、かつ、（３）に該当する中小企業者

- （１）保証申込受付日から３年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人
- （２）令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から３年を経過していないもの
- （３）次の①から④までに定める全ての要件を満たすこと

①資産超過であること

②EBITDA有利子負債倍率（注）が10倍以内であること

（注）EBITDA有利子負債倍率

=（借入金・社債－現金）÷（営業利益＋減価償却費）

③法人・個人の分離がなされていること

④返済緩和している借入金がないこと

※④については申込日が危機関連保証制度の期間中（令和3年1月31日まで）である場合には、判断基準日を申込日または危機関連保証制度の始期の前日（令和2年1月31日）とすることも可能です。

【制度概要】

保証限度額	2億8,000万円 （組合等の場合は4億8,000万円）
対象資金	事業資金 既存のプロパー借入金（個人保証あり）の本制度による借り換えも可能 （ただし、一定の期間内に事業承継を実施した法人に対しては、事業承継前の借入金に係る借換資金に限る）
返済方法	一括返済又は分割返済
保証期間	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 10年以内（据置期間は1年以内）
信用保証料率	0.45%～1.90% 0.20%～1.15%（経営者保証コーディネーターによる確認を受けた場合）
担保	必要に応じて徴求
保証人	徴求しない
貸付金利	金融機関所定利率
申込方法	金融機関経由（与信取引のある金融機関に限ります）
添付資料	信用保証協会所定の申込資料のほか、次の資料が必要 （１）事業承継計画書 （２）財務要件等確認書 （３）借換債務等確認書（既往借入金を借り換える場合） （４）他行借換依頼書兼確認書 （既往借入金を借り換える場合で、申込金融機関以外からの借入金を含む場合） （５）事業承継時判断材料チェックシート （経営者保証コーディネーターによる確認を受け、上記0.20%～1.15%の信用保証料率の適用を受ける場合）

業務部 保証第一課・保証第二課 TEL：098-863-5300
経営支援部 経営支援課 TEL：098-863-5310
創業支援課 TEL：098-863-5303

「ミラサポ plus」について

中小企業・小規模事業者のために役立つ情報を提供してきた「ミラサポ」が、令和2年4月より「ミラサポ plus」として新しく生まれ変わります。

補助金等の支援制度や中小企業事例集の検索サービスが利用できるようになり、電子申請サイトまでワンストップで利用いただけます。是非、ご利用下さい。

中小企業庁 <http://mail.mirasapo.jp/c/bEsgavgRh8qbuiad>

補助金検索と電子申請は
ミラサポplusでもっと便利に、簡単に！

ミラサポplus
中小企業向け補助金・支援サイト



https://mirasapo-plus.go.jp/

Q「ミラサポ」を
お使いの皆さまへ

Q「ミラサポplus」になって何がかわるの？
A. コミュニティは進化し、より活用しやすい検索や電子申請サービスに特化したサイトにも変わります。また、従来のメニューが代わり、更新情報も届けます。ミラサポplusは国・自治体・都道府県の機能のみ残ります。

Q「ミラサポ」の会員登録は引き続きあるの？
A. お手数ですがミラサポplusで新たに会員登録をお願いします。SNSログインも可能です。「ミラサポ」の会員登録は、「専門家連携」申請の際に必要となりますので、併せておこなうことはあります。

制度 支援者 事例
支援制度を探す 支援者・支援機関を探す 事例を探す

さらに、電子申請をサポート！

会員登録(無料)でもっと便利に

経済産業省 中小企業庁

ミラサポ会員(無料)になると…

メリット1
最新情報を見逃さない

パーソナライズ
あなたの検索履歴に合わせておすすめ情報を表示します。

お気に入り
お気に入り機能も「お気に入り」に登録できます。

メリット2
補助金の電子申請がもっと簡単に！

電子申請サポート
各種電子申請で繰り返し入力が必要になる必要事項や財務情報等を検索できます。

e-Tax等外部サイト連携
e-Taxや速達で電子申請のシステムからデータ連携することが可能です。

メリット3
さらに、経営診断や現状分析も！

経営診断シート
入力された財務情報から診断シートを表示します。

現状分析シート
支援制度とのコミュニケーションや経営課題に役立つ、現状分析シートを作成・閲覧できます。

経済産業省 中小企業庁

「ミラサポ」を
お使いの皆さまへ

Q「ミラサポplus」になって何がかわるの？
A. コミュニティは進化し、より活用しやすい検索や電子申請サービスに特化したサイトにも変わります。また、従来のメニューが代わり、更新情報も届けます。ミラサポplusは国・自治体・都道府県の機能のみ残ります。

Q「ミラサポ」の会員登録は引き続きあるの？
A. お手数ですがミラサポplusで新たに会員登録をお願いします。SNSログインも可能です。「ミラサポ」の会員登録は、「専門家連携」申請の際に必要となりますので、併せておこなうことはあります。

経済産業省 ミラサポplus
中小企業向け補助金・支援サイト

中小企業庁 ミラサポplusお問合せ窓口
mirasapoplus-goiken@meti.go.jp
https://mirasapo-plus.go.jp/

Q ミラサポ plus

「経営力向上計画申請」の電子申請について

「経営力向上計画に係る認定申請書」について、令和2年4月より経営力向上計画申請プラットフォームから電子申請ができるようになります。

【電子申請のメリット】

- ・申請書作成に当たり記入項目のエラーチェックや自動計算等のサポート機能の活用
- ・申請書の郵送費用が不要

※「経営力向上計画」…経営力向上のための人材育成や財務管理、設備津市などの取組を記載した「経営力向上計画」の申請書を担当省庁に提出し認定されると、中小企業経営強化税制（即時償却等）や各種金融支援等が受けられます。

中小企業庁 <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>

経営力向上計画の申請をお考えのみなさまへ

経営力向上計画申請プラットフォームで電子申請が可能になります！！

現在、郵送でご提出いただいていた「経営力向上計画に係る認定申請書」は、令和2年4月より **経営力向上計画申請プラットフォーム** (<https://koujoukeikaku.force.com/>) から電子申請できるようになります。ログインには **gBizID** が必要ですので事前の取得をお願いします。

※ 電子申請ができるのは、経済産業省や一部省庁（国土交通省、農林水産省、環境省及び文部科学省（「文科」））宛ての申請に限られます。

※ 電子申請ができない場合、申請力向上認定等にありますが、基本的に経営力向上計画申請プラットフォームで申請書を作成し、PDF出力することができます。

⇒ 申請書の作成データがシステムに保存され、その後変更申請書を作成する際に活用できます。

✓ **郵送不要の電子申請が可能になります**

STEP1 様式ダウンロード → STEP2 申請書作成 → STEP3 印刷・押印 → STEP4 郵送

令和2年4月以降（電子申請）

システムへログイン → 申請書を作成 → 電子申請 → 経営力向上計画

✓ **gBizIDの取得の流れ**

STEP1 STEP2 STEP3 STEP4

「gBizID」のサイトで、gBizID申請書を作成します。

申請書と必要書類を「gBizID」運用センターに提出します。

審査が完了するとメールが届きます。

メールに記載されたURLをクリックし、パスワードを設定して完了です。

※ gBizIDの取得と経営力向上計画の申請、gBizIDの活用は別々です。

「経営力向上計画」について

経営力向上のための人材育成や財務管理、設備投資などの取組を記載した「経営力向上計画」の申請書を担当省庁に提出いただき、認定されると、中小企業経営強化税制（即時償却等）や各種金融支援等が受けられます。

✎ **電子申請のメリット**

- ・申請書作成に当たり、記入項目のエラーチェックや自動計算等のサポート機能を活用することが可能です。
- ・申請書の郵送費用が不要になります。

※ 以下は経済産業省宛のみに提出する電子申請の場合

- ・標準処理期間が21日（紙の申請書を提出する場合30日）に短縮されます。
- ・認定後は郵送されます。システムからダウンロードすることが可能です。

✓ **電子申請方法**

1. **経営力向上計画申請プラットフォーム** (<https://koujoukeikaku.force.com/>) で、「gBizID」でログイン/パスワードを入力してログインします。
2. 「事業者メニュー」画面で会社情報の登録をします。
3. 「事業者メニュー」画面の「経営力向上計画に係る認定申請書」の作成ボタンをクリックし、入力フォームに沿って申請書を作成することができます。
4. 全ての申請項目を入力し終えると、④電子申請可能な場合：「申請ボタン」をクリックしてください。⑤電子申請できない場合：PDF出力ができますので、まず「印刷ボタン」をクリック、次に「PDF出力ボタン」をクリック、ダウンロードした申請書を担当省庁に提出してください。

新しい申請方法は、経営力向上計画申請プラットフォームのサイト内に掲載されている操作説明書でもご確認ください。

【お問合せ】経済産業省 中小企業庁 事業環境部 企画課
「経営力向上計画相談窓口」 03-3501-1957
・受付時間：平日9:30-12:00、13:00-17:00

gBizID

「gBizID」について

法人、個人事業主のための政府が発行する共通アカウントです。

複数のオンライン行政手続をこのアカウントでご利用いただけます。

✎ **gBizIDにより経営力向上計画申請プラットフォームでもできること**

	経営力向上計画申請書 (承認/不承認の通知あり)	経営力向上計画申請	設備投資助成金申請
gBizIDセンター	○	×	×
gBizIDプライム	○	○	○

✓ **gBizIDプライムの取得方法**

1. 「gBizID」のホームページ (<https://gbiz-id.go.jp/>) から「gBizIDプライム作成」のボタンをクリックし、申請書を作成・ダウンロードします。
2. 必要事項を入力し、作成した申請書と印鑑証明書をgBizID運用センターに送付します（詳しくはgBizIDのホームページをご覧ください）。
3. 申請が承認されると、メールが送られます（審査に数日要します）。
4. メールに記載されたURLをクリックし、パスワードを設定したら手続き完了です。

✎ **最後にご確認ください**

- ・「gBizIDプライム」アカウント登録には会社代表者本人（事業主本人）のメールアドレス、捺印証明書の提出が必要です。
- ・審査に数日かかりますので、期間に余裕を持って登録してください。

【お問い合わせ】
「gBizID」ヘルプデスク 06-6225-7877
・受付時間：午前9時～午後5時 ※土・日・祭日、年末年始を除く

お買い物サポートの取組について

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い沖縄県より緊急事態宣言が発令されるなかで、感染リスクの低減と業務量の増加等による買い物時間の軽減を図る目的で、当協会駐車場にて移動販売を行う事業者「はたけや」さんにお越しいただき、青果物等の即売会を行いました。車内には県内市場や農家より直接仕入れた野菜や果物、はたけや特製の加工品など、こだわりの品々が並んでおり、商品説明やお勧めの料理法等も解説していただきました。現在のコロナ禍においては行動も制限されていることから、密を回避できる屋外での新鮮野菜・果物の移動販売は職員へ好評でした。

当協会を創業時に利用した「はたけや」さん、コロナの影響等についての情報交換を行うなかで、今回の販売会を引き受けていただきました。「はたけや」さんは、那覇・南部地区を中心に訪問販売、宅配を行う事業者で、LINE のともだち登録を行うとその日の商品の情報を得ることができ、少量からでも職場やご家庭へ配達に応じていただけます。皆様もぜひご利用してはいかがでしょうか。

●企業情報

商 号 : 「はたけや」 LINE :
代 表 : 大 嵩 巧
販売エリア : 南部中心
創業年月 : 2019 年 6 月



【販売会の風景】



【お問い合わせ】

経営支援部 創業支援課
TEL : 098-863-5303

沖縄県信用保証協会 組織体制

令和2年4月1日

組 織 体 制						
			主な業務	担当地域	TEL	FAX
本 所	役員付調査役		内部監査等		098-863-5077	098-863-6809
	総務部	総務課	総務、経理、人事		098-863-5302	098-863-6805
		企画情報課	統計、広報、収支予算、電算処理		098-863-5077	098-893-6809
	業務部	保証第一課	個別金融相談及び保証審査、保証推進 保証審査業務に関する統括業務	那覇市、糸満市、豊見城市、南城市、 宮古島市、石垣市、島尻郡(伊平屋村、 伊是名村を除く)宮古郡、八重山郡、 県外	098-863-5300	098-868-7320
		保証第二課	個別金融相談及び保証審査、保証推進	浦添市、宜野湾市、沖縄市、うるま市、 名護市、中頭郡、国頭郡、 島尻郡(伊平屋村、伊是名村のみ)	098-863-5300	098-868-7320
		保証事務課	保証申込受付、条件変更受付 保証書発行、保証料事務、貸付実行 完済処理	全域	098-863-5076	098-863-5308
	経営支援部	経営支援課	経営支援、再生支援 保証後のモニタリング 創業、再生に関する個別金融相談及び 保証審査、条件変更、期中支援、条件変 更	全域	098-863-5310	098-863-5316
		創業支援課	創業支援、保証後のモニタリング 創業に関する個別金融相談及び 保証審査	全域	098-863-5303	098-863-5316
	管理部	代位弁済課	代位弁済事務(代位弁済協議回答後) 信用保険事務 損失補償金請求及び受領(地公体、 連合会)、責任共有負担金受領 金融機関提携保証事務補助金請求 及び受領	全域	098-863-5301	098-863-5307
		管理課	求償権の保全、回収	全域	098-863-5301	098-863-5307
中部分室			保証申込受理、金融相談	沖縄市、宜野湾市、うるま市、嘉手納町、 北谷町、金武町、恩納村、宜野座村、 読谷村、中城村、北中城村	098-933-6091	098-933-6871
北部連絡所				名護市、本部町、国頭村、大宜味村、東村、 今帰仁村、伊是名村、伊平屋村、伊江村	0980-52-0009	0980-52-0020
宮古連絡所				宮古島市、多良間村	0980-72-7206	0980-72-3314
八重山連絡所				石垣市、竹富町、与那国町	0980-82-1854	0980-82-0429



沖縄県信用保証協会

本 所 那覇市前島3丁目1番20号

【総務部】総務課 TEL(098)863-5302 FAX(098)863-6805
企画情報課 TEL(098)863-5077 FAX(098)863-6809
【管理部】代位弁済課 TEL(098)863-5301 FAX(098)863-5307
管 理 課 TEL(098)863-5301 FAX(098)863-5307
【経営支援部】経営支援課 TEL(098)863-5310 FAX(098)863-5316
創業支援課 TEL(098)863-5303 FAX(098)863-5316
【業務部】保証事務課 TEL(098)863-5076 FAX(098)863-5308
保証第一課 TEL(098)863-5300 FAX(098)868-7320
保証第二課 TEL(098)863-5300 FAX(098)868-7320

中 部 分 室 沖縄市南桃原3丁目22番11号(メゾン桃山1階) TEL(098)933-6091

北部連絡所 名護市大中1丁目19番24号(名護市産業支援センター内2階) TEL 0980(52)-0009

宮古連絡所 宮古島市平良字下里1022番地6(砂川アパート1階) TEL 09807(2)-7206

八重山連絡所 石垣市浜崎町1丁目1番の4 TEL 09808(2)-1854

当協会ホームページアドレス <https://www.okinawa-cgc.or.jp/>